

日仏経済交流会コンプライアンス規程

2007年2月13日施行, 2015年4月20日一部改正・施行

第1条 すべての会員は、会員として行動するに当たり、法令および会則を順守し、倫理規範に
適う品性を維持し、当会の目的の実現を図ることにより、社会に貢献するよう努めなければな
らない。

第2条 会員について以下の事由により、前条の趣旨にもとる行いがある場合、理事会は出席者
の過半数の議決によって、その会員に警告を発し、又はその会員を除名することができる。こ
の場合、処分の対象となる会員は理事であっても理事会出席者と見なされず、また、議決に加
わることができない。

1. 不当に他の会員の個人情報を会外に漏洩したとき。
2. 当会の会員または役員の地位を不当に利用して、自己の利益を図ったとき。
3. 当会の会員または役員の地位を不当に利用して、当会の活動を妨げたとき。
4. その他、法令又は当会の会則に背き、会員としての品性に欠ける行動により名誉を損なう等
会員として前条の趣旨にもとる不適切な行いがあるとき。

第3条 会員は、前条各号に該当する事由のある他の会員について、会長に対して、理事会が前
条の措置を取るよう求めることを請求できる。この場合、その会員は、その事由に当たる事実
の証拠を会長に提示しなければならない。

第4条 役員（理事および監事をいう。）が第2条によって除名されたときは直ちにその地位
を喪失する。ある役員について以下の事由に該当する場合、理事会はその役員を出席者の過半
数の議決によって解任することができる。この場合、その役員は理事会出席者と見なされず、
また、議決に加わることができない。

1. 当会の業務を執行するに当り、不正の行為をしたとき。
2. 正当の事由がなく役員としての任務を果たせないとき。
3. その他役員として重要な義務を尽くせないとき。

第5条 第3条の規定は前条の場合に準用する。この場合、「前条各号」を「第4条各号」に読み替え
る。

第6条 会員の除名又は役員の解任を理事会に諮るに先立ち、会長は、会長のほか理事の中から
少なくとも3名を指名して、調査委員会を組織する。この場合、必要と認めるときは、理事以外
の者を指名して、調査委員会に加えることができる。

第7条 調査委員会は、除名事由ありとされた会員又は解任事由ありとされた役員に対して、弁
明の機会を与えると共に、適切な方法により、除名又は解任の請求を行った者から事情を聴取
し、又は説明を受け、証拠を調べた上で、理事会に対する除名又は解任の適否の判断を含む報
告を行わなければならない。この場合、除名の対象とされた会員又は解任の対象とされた役員
に対して証拠を開示することが不適切であると判断するときは、その証拠を監事に対して開示
しなければならない。除名の対象とされた会員又は解任の対象とされた役員は、監事に対し

て、その証拠の有無及び内容の信頼性について確認を求めることができる。

第8条 理事会は、必要、かつ適切と認めるときは、除名処分の対象とされた会員または役員に対して、除名又は解任の決議の前であっても、当会の主催し、又は協賛する行事への参加を通知せず、又は参加を断ることができる。必要があるときは、当会と友好関係にある団体に対し、その主催または協賛する行事への案内の停止等を申し入れることができる。

第9条 この規程は理事会採択の日から施行する。

以 上

Paris Club

日仏経済交流会=Groupe Economique Franco-Japonais

〒103-0023 中央区日本橋本町2-2-2 日本橋本町YSビル2階 C/O CCIFJ

TEL 03-4500-6528 FAX 03-4500-6623